つたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当しているものとつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

［五・六　略］

［5～7　略］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七　［略］

［2　略］

3　申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［4～6　略］

別紙様式第25号

［様式　略］

備考

［1～5　略］

6　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

［7　略］

別紙様式第25号の2

［様式　略］

備考

［1～5　略］

6　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

［7・8　略］

つたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ニに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当しているものとつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

［五・六　同上］

［5～7　同上］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百十条の七　［同上］

［2　同上］

3　申請者が、令第二十三条の三の七第一項第五号又は第二項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［4～6　同上］

別紙様式第25号

［様式　同左］

備考

［1～5　同左］

6　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と記載すること。

［7　同左］

別紙様式第25号の2

［様式　同左］

備考

［1～5　同左］

6　適用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

［7・8　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成三十年八月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この命令による改正前の別紙様式第二十五号による限度額適用認定証及び別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、この命令による改正後の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の様式によるものとみなす。

省　令

○総務省令第五十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百十号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四及び第二十三条の三の五の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

総務大臣　野田　聖子